



まちづくり パートナー 募集中です



まちづくりや地域活動にあなたの力を！

今度の地域活動の時
お手伝いがほしいな…

わたしは英語が得意だけど
何か役に立てないかなあ？

防災や防犯の分野に
詳しい人を探してるんだけど…

わたしにも地域のために
できることはないかな？

まちづくりパートナー制度がまとめて解決します！！

まちづくりパートナーとは

ボランティア活動を希望して、町に登録している方が「まちづくりパートナー」です。
町にボランティアの要請があった時に、パートナーが希望する分野や、得意な分野と
合致する内容のボランティア活動を、パートナーに紹介します。

詳細は裏面をご覧ください



里都まち ♥ なかい

中井町まちづくりパートナー制度

ボランティア活動を希望する人と支援を必要としている団体等を結びつける制度です

「まちづくりパートナー」になるには

「中井町をもっと元気にしたい!」「自分の知識・技術をまちづくりに活かしたい!」「地域活動のお手伝いがしたい!」とお考えの方は、ぜひまちづくりパートナーへご登録ください。

個人のほか団体（グループ）でも登録することができます。

1 まちづくりパートナーの登録要件

(1) 中学生以上の方であれば、中井町以外にお住まいの方でも登録をすることができます。

ただし、未成年者の場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要です。

(2) 社会的な貢献活動を行っている団体であると町長が認める団体。

※要件を確認するため、資料等の提出を求める場合があります。

2 活動内容

町が実施する事業や地域活動などお手伝いをお願いしたい時に、登録された皆さんに活動内容を周知し、参加いただける方を募集します。興味のある活動で日程の都合がつかう場合には、ご協力をお願いします。

「まちづくりパートナー」の力を借りるには ～地域活動での支援要請について～

町民の方、地域の活動団体などの方が、イベントや行事などを計画した時に、「自分たちだけでは実現が難しい」、「必要な知識のあるスタッフがいない」などという場合は、「まちづくりパートナー」の力を借りましょう。

1 申請ができる個人、団体の要件

個人：中井町に在住、在勤している 18 歳以上の方

団体：社会的な貢献活動を行っている団体であると町長が認める団体

2 申請の対象となる活動

非営利で公益的な活動（地域の課題や社会問題の解決のために取り組む活動）など。

3 支援申込手続き

支援を希望する日の 30 日前までに「中井町まちづくりパートナー支援申込書」を地域防災課へ提出してください。町から、登録されたまちづくりパートナーへ事業内容を周知し、参加者を募集します。支援を受けた方は、支援を受けた日から起算して 30 日以内に「中井町まちづくりパートナー支援報告書」を地域防災課へ提出してください。

地域防災課 地域活動支援班

TEL 0465-81-1110 FAX 0465-81-1443

Eメール chiiki@town.nakai.kanagawa.jp

詳しくは

中井町ホームページ

ID800

